

クラウドバンク匿名組合理約
変更の概要及び新旧対照表（平成 27 年 12 月 30 日付改定）

(1) 変更の概要

マイナンバー制度の開始に伴って、クラウドファンディング口座の開設時等にマイナンバーの提出を必要とする旨の規定を設けるとともに、出資した投資ポジションが運用中であるにもかかわらず本契約が解除される場合の手続きについて明確にするもの。

(2) 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
<p>第19条（契約の終了）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. （省 略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p> <p>3. <u>前二項</u>の規定により本契約が終了した場合、本営業者は、商法第542条の規定に従い、本匿名組合員に、当該時点において返還されていない出資金を返還するものとします。</p> <p>4. （省 略）</p> <p>第23条（届出及び通知）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. （省 略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p>	<p>第19条（契約の終了）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. （変更なし）</p> <p>3. <u>前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した金額の全額（元本が毀損した場合にはその毀損した分に相当する金額を除きます。以下、本項において同様とします。）の返還を受けていない場合、又は分配利益額（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</u></p> <p>4. <u>前項まで</u>の規定により本契約が終了した場合、本営業者は、商法第542条の規定に従い、本匿名組合員に、当該時点において返還されていない出資金を返還するものとします。</p> <p>5. （変更なし）</p> <p>第23条（届出及び通知）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. （変更なし）</p> <p>3. <u>前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員は、本口座を開設するとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番</u></p>

変更前	変更後
<p>(新 設)</p> <p>3. <u>前項の規定により届出がないか、又は届出が遅延したことにより、本匿名組合員に損害が生じた場合には、本営業者はこれにつき責を負わないもの</u>とします。</p> <p>4. (省 略)</p>	<p><u>号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、番号法その他の関係法令の定めに従って、本匿名組合員の共通番号を本営業者所定の方法により本営業者に届け出るものと</u>します。</p> <p>4. <u>前項の届出の際、本匿名組合員は、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認に応じるもの</u>とします。</p> <p>5. <u>第1項から第3項までの規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、本匿名組合員に損害が生じた場合には、本営業者はこれにつき責を負わないもの</u>とします。</p> <p>6. (変更なし)</p>

以上